

生ごみ処理機等の購入費を一部補助します！

いすみ市では、一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機等の購入費の一部を補助します。

【対象者】

- ・ 補助対象設備が生ごみ処理機の場合、令和6年4月1日以後に購入している方
- ・ 補助対象設備が生ごみ処理容器の場合、令和7年4月1日以後に購入している方
- ・ いすみ市に住所を有し、当該世帯で生ごみ処理機を使用する方
- ・ 生ごみ処理機等を適切に維持管理でき、生ごみを自家処理できる方
- ・ 市税の滞納がない方（申請者と同一の世帯に属する方も含む）
- ・ 販売店等で新品の生ごみ処理機等を購入している方

【対象機種】

- ・ 生ごみ処理機・・・生ごみの水分を機械的に除去し、減量化又は堆肥化させることが可能な電動式の機器
- ・ 生ごみ処理容器・・・土中の微生物の活動を利用し、生ごみを発酵分解させることにより、減量化又は堆肥化させることができる容器をいう。

【補助金額等】

生ごみ処理機等の区分	補助金の額	限度額	補助対象数
生ごみ処理機	購入額の1／2以内の額（100円未満切捨て）	20,000円	1世帯当たり1基
生ごみ処理容器		1基につき 2,000円	1世帯当たり2基以内

【手続きの流れ】

- ①お店で生ごみ処理機等を購入（ネットオークションやフリマアプリを利用した個人間の売買は対象外となります。）。

注 購入時に、必ず領収書をもらってください。領収書がない場合は補助の対象になりません。

また、販売店や支払の方法によっては領収書が出ない場合があります。購入前に販売店にご確認ください。

②ご自宅に設置した状況及び使用している状況の写真撮影。



③申請書兼請求書に添付する資料の確認。

- ・領収書の写し（販売店及び申請者氏名等の記載のあるもの）
- ・身分証明書の写し（市内に住所を有することを確認できるもの）
- ・申請者名義の通帳の写し
- ・生ごみ処理機等の設置後の写真 ※②参照
- ・世帯全員分の納税証明書（3ヶ月以内に発行されたもの。同意書に署名する場合は不要）
- ・生ごみ処理機等の取扱説明書及び品質保証書等の写し

④申請書兼請求書及び添付書類の提出

申請書兼請求書の様式は次の場所でお渡しできます。

いすみ市役所 大原庁舎（2階） 環境保全課

各庁舎（岬庁舎・夷隅庁舎）※

市のホームページ

提出先

いすみ市役所 大原庁舎（2階） 環境保全課 環境政策班

〒298-8501 いすみ市大原7400番地1

電話：0470-62-1385（直通）

FAX：0470-63-1252

E-Mail：kankyoul@city.isumi.lg.jp

※各庁舎（岬庁舎・夷隅庁舎）ではお預かりのみとなります。不備等があった場合、後日環境保全課からご連絡させていただきます。